

## 犬の飼育放棄問題に関する調査から考察した飼育放棄の背景と対策

(The background and measures against giving up a dog which were considered from the investigation about the problem of giving up a dog)

奥田 順之 Yoriyuki OKUDA<sup>1)</sup>、市川 哲 Satoru ICHIKAWA<sup>2)</sup>、阪本 麻友 Mayu SAKAMOTO<sup>2)</sup>、  
志村 茉耶 Maya SIMURA<sup>2)</sup>、濱口 真帆 Maho HAMAGUCHI<sup>2)</sup>、加藤 有理 Yuri KATOH<sup>2)</sup>、  
額綱 歌萌 Kaho KOUKETSU<sup>2)</sup>、野瀬 紹未 Tsugumi NOSE<sup>2)</sup>、上田 耕太 Kota UEDA<sup>2)</sup>

本報告では、保健所等及び動物愛護団体に対して、アンケート調査及び聞き取り調査を行い、犬の飼育放棄問題の背景と対策について考察した。保健所等の犬の収容の73.7%は飼い主不明の犬の収容で、残りが飼い主からの所有権放棄であった。放棄の理由は、飼い主の死亡・病気・入院26.3%、犬の問題行動20.8%、飼い主の引っ越し15.4%、犬の病気・痴呆・高齢14.4%、子犬が産まれた9.8%、であり、特に飼い主の死亡等は近年増加傾向にある。今後の対策として、飼い主の高齢化、問題行動、飼い主との愛着形成不全、迷子札など日頃からの備えがないなど、飼育放棄に至る素因を排除していく必要があると考えられる。

Key words : 殺処分問題、飼育放棄問題、アンケート調査

### はじめに

平成23年、日本全国では年間22.1万頭の犬猫が保健所や動物愛護センター（以下保健所等）に収容され、17.5万頭の犬猫が殺処分された。犬猫の殺処分問題は、人と家庭動物の共生関係を築く上で重要な課題である。

殺処分の数は年々減少しており、平成13年の49.0万頭に対し10年間で約5分の2にまで減少した。これは、平成11年に制定された動物愛護管理法に準じ、各都道府県が動物愛護推進計画を制定し収容数の減少・殺処分数の減少に力を入れてきたこと、保健所等の現場の職員が犬猫の譲渡に力を入れてきたこと、動物保護団体の活動の活発化、室内飼育など犬猫の飼育の仕方の変化などがその要因として指摘されている。

飼育放棄・殺処分問題は大きく2つの構成要素から成り立っていると言える。つまり、①飼い主のいない犬猫が発生する問題、②飼い主のいない犬猫の処遇の問題の2つである。

飼育放棄・殺処分問題解決に向けた対策は、国や地

方自治体、動物愛護団体等で実施されており、その多くは②飼い主のいない犬猫の処遇の問題への対策として、犬猫の保護・譲渡活動を実施している。大林（2012）の行ったインターネット調査では、HPを持つ動物愛護団体は200団体が確認でき、400件以上の個人ブログが確認され、その多くは犬猫の保護活動を中心に行っているものであった。この調査でも明らかなように、動物愛護団体の活動は、犬猫の保護活動が中心であり、①の飼い主のいない犬猫が発生する問題についての対策事例は、猫で地域猫活動などが知られているが、前者に比べて乏しい。国や地方自治体では適正飼育等に関するポスターやパンフレットが毎年130～200万部以上作成されているが、どの程度の飼い主に資料が届き、啓発効果を上げているかは不明である。

平成25年9月に改正された動物愛護管理法では、飼い主の責務としての終生飼育の原則が加えられた。飼育放棄の予防、終生飼育を促進については、今後より効果的な対策の実施が求められている。

本報告では、飼育放棄の予防について、より効果的な対策を講じていくことを目的として、特に犬の飼育放棄の要因や背景について保健所等及び動物愛

1) NPO 法人人と動物の共生センター

〒500-8222 岐阜県岐阜市琴塚二丁目17-9 TEL:058-337-5234 FAX:058-337-5234 E-mail: [info@tomo-iki.jp](mailto:info@tomo-iki.jp)

2) 岐阜大学 学生団体ドリームボックス

〒501-1192 岐阜県岐阜市柳戸1-1 E-mail: [dreambox\\_mail@yahoo.co.jp](mailto:dreambox_mail@yahoo.co.jp)

護団体へのアンケート調査並びに聞き取り調査を実施し、飼育放棄問題の背景と、飼い主が飼育放棄に至る要因について考察した。そして獣医師獣医療関係者がこの問題に対し、どのような取り組みができるかについて検討した。

## 材料及び方法

### 【保健所等に対するアンケート調査】

**調査対象：**各都道府県、政令市、中核市の設置する保健所、動物愛護センター、飼育動物担当部局のうち、インターネットでメールアドレスの判明した72施設を対象とした。

**調査方法：**Eメールにより質問紙を送付し、回答協力を依頼した。

**調査項目：**【設問1】収容全体数、飼い主からの所有権放棄犬の数、並びに捕獲等飼い主不明の犬の数、

【設問2】捕獲等飼い主不明の犬のうち所有者明示のある犬の数、【設問3】所有権放棄の理由、【設問4】所有権放棄する人の年代とした。いずれも2011年度の数とした。③の所有権放棄の理由については、福原ら（2012）による和歌山県における犬の引き取り理由の調査をもとに、犬の飼育放棄の理由として、（1）飼い主の死亡・病気・入院、（2）犬の問題行動（咬み癖・吠え癖）、（3）犬の病気・痴呆・高齢、（4）飼い主の引っ越し、（5）子犬が産まれた、（6）その他の選択肢を設けた。合わせてそれぞれの理由について3年前（2008年）と比べ増えているか減っているかについても調査した。

**調査期間：**2013年3月1日から4月15日までとした。

**統計処理：**それぞれの設問に対し有効回答の得られた施設の回答について、その実数を加算し、平均を計算した。

### 【保健所等に対する聞き取り調査】

**調査対象：**東海地域の県、政令市、中核市の設置する保健所等のうち、協力の得られた3施設を対象とした。

**調査方法：**動物愛護管理業務担当職員に対し、面接による聞き取り調査を行った。調査項目は、【設問1】近年の所有権放棄に関する状況、【設問2】捕獲等飼い主不明の犬に関する収容状況とした。

**調査日時：**2013年2月25日から3月12日までとした。

### 【動物愛護団体に対するアンケート調査】

**調査対象：**岐阜県内で犬の保護活動を行っている動物愛護団体・個人ボランティアの中で、協力の得られた3団体・1個人の計4つの主体を対象とした。以下これらをまとめて動物愛護団体とする。

**調査方法：**Eメールにより質問紙を送付し、回答協力を依頼した。

**調査項目：**【設問1】活動年数・活動メンバー数・活動の内容等・活動の概要、【設問2】2011年度に団体で受け入れた犬の数、【設問3】団体で受け入れた犬のうち引き受け先が保健所等の数・個人からの持ち込みの数・その他の数とした。

**調査期間：**2012年9月15日から10月15日までとした。

**統計処理：**それぞれの設問に対し有効回答の得られた施設の回答について、その実数を加算し、平均を計算した。

### 【動物愛護団体に対する聞き取り調査】

**調査対象：**アンケート調査を実施した団体のうち、比較的規模が大きい1団体を対象とした。

**調査方法：**団体メンバー複数人に対し、面接による聞き取り調査を行った。調査項目は、近年の犬の引き取りに関する状況とした。

**調査日時：**2013年6月22日とした。

## 成 績

### 【保健所等に対するアンケート調査】

アンケートは、50の施設から回答を得た。それぞれの設問に対する有効回答数は、【設問1】：50施設、【設問2】：30施設、【設問3】：25施設（理由の増減については17施設）、【設問4】：5施設であった。

【設問1】犬の収容全体に占める所有権放棄の割合の平均は26.3%であった。

【設問2】捕獲等飼い主不明の犬のうち所有者明示のある犬は8.7%にとどまった。また、3施設においては、所有者明示のある犬は収容にカウントしないとの回答を得た。

【設問3】犬の所有権放棄の理由の中で最も多かった理由は、飼い主の死亡・病気・入院であり 26.3%であった。次いで、犬の問題行動（咬み癖・吠え癖）20.8%、飼い主の引っ越し 15.4%、犬の病気・痴呆・高齢 14.4%、子犬が産まれた 9.8%、その他 13.3%であった。飼い主の死亡等については、17 施設中 10 施設で 3 年前（2008 年）と比べ増えているとの回答が得られた。子犬が産まれたについては、17 施設中 12 施設で減っているとの回答が得られた。

【設問4】所有権放棄する人の年代については、20 代 2.9%、30 代 7.6%、40 代 14.3%、50 代 18.9%、60 代 31.5%、70 代以上 24.8%であった。

### 【保健所等に対する聞き取り調査】

【設問1】近年の犬の所有権放棄について、特に増えている放棄理由について、政令市の施設では、高齢者からの持ち込みや入院などの理由が多くなっているとのことであった。また他の施設では日本犬が連続して放棄されたことがあり、いずれも咬みつきが原因であったとのことであった。新しい飼い主に譲渡してほしいという気持ちで放棄する人もいるとのことであった。

【設問2】捕獲等飼い主不明の犬の収容状況について、政令市の施設では、野犬と思われる犬は市内でも都市部ではほとんど捕獲されず、郊外で捕獲されることが多く、成犬では収容全体の 10 頭に 2~3 頭であるとのことであった。野犬の子犬は捕まりやすく複数同時に捕まえる場合もあるとのことであった。中核市の施設においては、高速道路のインターチェンジ近くで、放浪犬をたびたび収容することがあるとのことであった。

### 【動物愛護団体に対するアンケート調査】

アンケートは、4 つの団体すべてから回答を得た。

【設問1】活動年数は、4 年~14 年と長期間活動に携わっている団体であった。メンバー数は 1 人~20 人で団体によって差が見られた。

【設問2・3】各団体の受け入れた犬の数は、14 頭~91 頭で、合計 207 頭であった。このうち 135 頭が保健所等から、19 頭が一般飼い主から、53 頭がブリーダーからの受け入れであった。

### 【動物愛護団体に対する聞き取り調査】

近年の受け入れの状況として、個人からの受け入れが増えているとのことであった。対象団体は譲渡会を定期的に行っており、地域のフリーペーパー等にも紹介されているため、団体が有名になることにより、引き取ってほしいという依頼が増えることが増えてきているとのことであった。

保健所等からの受け入れでは、野犬の子犬を 3~5 頭程度同時に受け入れることが年に 3~4 回はあるとのことであった。

## 考 察

### 【犬が保健所等へ収容される理由】

環境省から発表されている犬・猫の引取り及び負傷動物の収容状況によると、保健所等に収容された犬の 21.0%は返還され元の飼い主に戻っている。犬の飼育放棄問題において重要なのは、元の飼い主に戻らない残り 79.0%である。このうち、39.9%が飼い主が迎えに来ない捕獲された成犬、18.4%が所有権放棄の成犬、4.1%が所有権放棄の子犬、16.6%が飼い主不明の子犬となっている。

収容の割合	収容の区分	収容の本質的な理由	
21.0%	返還される捕獲成犬	飼い主の不在による迷子	
39.9%	迎えに来ない捕獲成犬	野犬の成犬 飼い主が探さない迷子犬	精神的な飼育放棄 50%
18.4%	所有権放棄の成犬	遺棄成犬	
4.1%	所有権放棄の子犬	動物取扱不徹底	精神的な飼育放棄 60%
16.6%	飼い主不明の子犬	野犬の子犬	

図1 保健所等への収容の理由

飼い主が迎えに来ない捕獲された成犬の中には、野犬、迷子になったが飼い主が探さない犬、遺棄された犬がいると考えられる。野犬は 10 頭に 2~3 頭ということであるから、都市部も合わせると捕獲された成犬のうち 10~15%、収容全体の 6~9%程度が野犬の成犬と考えられる。そして、残りの捕獲された成犬のうち 50~55%、収容全体の 31~34%は遺棄

あるいは迷子になったが飼い主が探さない犬ということが考えられる。

また、飼い主不明の子犬の中には、野犬の子犬、繁殖制限の不徹底により生まれたが遺棄した子犬が含まれると考えられる。

### 【積極的な飼育放棄・消極的な飼育放棄】

遺棄・所有権放棄・繁殖制限不徹底による飼育放棄は飼い主がある程度意図して飼育放棄を行っており、これらをまとめて積極的な飼育放棄とすることができるのではないかと考えられる。繁殖制限不徹底（子犬が産まれた）については、近年減少傾向にあり、不妊去勢手術の実施率の向上、室内飼いの増加がその要因と考えられる。

また、迷子になったが飼い主が探さない犬については、消極的な飼育放棄と言えるのではないかと考えられる。つまり、愛犬が迷子になったとき、愛犬を大切にしている飼い主であれば探すために保健所に問い合わせるはずである。仮に知らなかったとしてもインターネット等を使ったり、知人に相談したりすれば、保健所に問い合わせるという選択肢は出てくると考えられる。そういった努力をせず、帰ってくるだろうと何もしない判断をしている部分において、消極的な飼育放棄と言えるのではないかと考えられる。

犬が保健所等へ収容される本質的な理由として、①元の飼い主に戻る飼い主の不注意による迷子、②野犬由来の成犬・子犬、③遺棄・所有権放棄・繁殖制限不徹底による積極的な飼育放棄、④迷子になったが飼い主が探さない消極的な飼育放棄の4種類に大別できる。この中で、飼育放棄問題に特に重要な理由は③④の積極的・消極的な飼育放棄であり、収容全体の50～60%を占めると考えられる。

### 【愛護団体への飼育放棄の増加】

愛護団体への聞き取り調査でも示されるように、愛護団体への飼育放棄が増加傾向にあり、愛護団体の保護・譲渡活動が安易な飼育放棄の受け皿化してしまっている可能性が考えられる。改正された動物愛護管理法では“引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる”と定めている。これにより保健所等への収容は減少すると考えられ

るが、その分動物愛護団体に引き取りが依頼される可能性はある。放棄先を問わず、全体の飼育放棄を減少させていかなければ、飼育放棄問題の本質的な解決には至らない。

### 【飼育放棄に至る要因】

#### ●積極的な飼育放棄

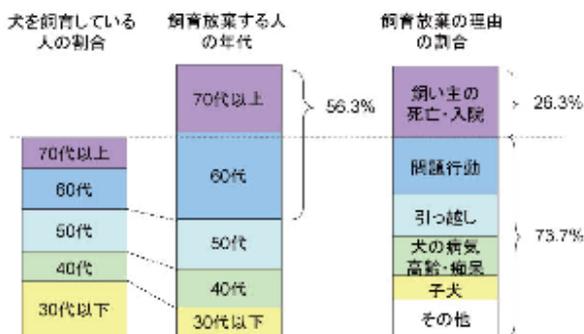
所有権放棄の理由では、飼い主の死亡・病気・入院（以下飼い主の死亡等）(26.3%)が最も多い理由であり、近年増加傾向にあった。所有権放棄する飼い主の年代についても60代以上が56.3%を占めた。飼い主の死亡等の多くは60代以上の高齢者由来であると考えられる。仮にすべての飼い主の死亡等が60代以上の高齢者だとすると、残りの所有権放棄の理由のうち、40.7%が60代以上の高齢者によるものということになる。犬を飼育している人のうち、60代以上の割合は35.4%であり、飼い主の死亡等以外の理由においても、他の年代に比べ所有権放棄に至る割合が多い傾向にあると言える。また、30代以下の年代では、所有権放棄に至る割合は少ない傾向にある。

60代以上の高齢者は、飼い主の死亡等の理由だけでなく、他の理由においても所有権放棄に至る可能性が高いのではないかと考えられる。すなわち飼育者の若い場合、飼育困難な問題が発生した時に対応できる体力や気力があるかもしれないが、年齢が高くなり体力が衰えるにつれ、小さなきっかけでも所有権放棄に至る可能性が高くなるかもしれない。

所有権放棄に至る理由は、単純に一つの問題だけではなく、むしろ複数の要因が重なって飼育放棄に至る場合の方が多いのではないだろうか。引越しにおいては、飼い主が犬と良き愛着関係を築いていれば、引越し先をペット可の住宅にしたり、親類に一時的に預けたりするなどの選択をする方が自然である。しかし、もともと問題行動があったり、適切な愛着関係を築けていなかったりすれば、引越しを機に飼育放棄をする可能性は高くなると考えられる。問題行動がきっかけとなる場合も、継続した問題行動があったうえで、近隣からの苦情や大きな咬傷事故などをきっかけとして所有権放棄に至るものと考えられる。

最終的な所有権放棄のきっかけは、引越し、問題行動（苦情・咬傷事故）、犬の病気などが挙げられ

るが、その素因として、飼い主の高齢化による飼育困難、日頃からの問題行動、犬との愛着関係の不全などがあるのではないかと考えられる。



【図2 飼育放棄の理由と年代別の割合】

### ●消極的な飼育放棄

消極的な飼育放棄も同様に迷子になったこと、逃げだしたことで自体はきっかけであって、日頃からの関係や飼い方が飼育放棄に至る主たる要因と考えられる。犬との愛着関係が良好であれば、保健所等へ探しに行くと考えられる。放し飼い文化の濃い地域ではそのうち帰ってくるという認識があるものと思われる。また日頃からの備えとして迷子札や鑑札を装着していれば、飼い主の元に帰ることができる。

このように消極的な飼育放棄では、その素因として、犬との愛着関係の不全、放し飼い文化、日頃からの備えがないことがあるのではないかと考えられる。

#### 【犬の飼育放棄問題への対策】

犬の飼育放棄問題への対策としては、これら飼育放棄に至る要因の排除が必要である。飼育放棄のきっかけの排除は難しく、特に素因の排除を行っていくべきである。

飼い主の高齢化による飼育困難については、高齢者のペット飼育に対するサポート体制、飼えなくなる前にもしもの時の行先を決めておくなどのセーフティネットの構築が必要であると思われる。改正動物愛護管理法では“譲受飼養業”いわゆる老犬ホーム・老猫ホームが新たに動物取扱業に加えられたが、このような事業者が高齢者の飼育困難に対してサービスを提供していくことが一つの対策となるだろう。

日頃からの問題行動、犬との愛着関係の不全については、特に獣医師獣医療関係者が介入すべき領域

であると考えられる。家庭犬トレーニングスクールなども重要な主体であるが、動物病院はトレーニングスクールに比べ施設数も多く、飼い主が問題行動を相談しやすい場でもある。愛着関係については、飼い始めの段階からどのような関係づくりをしているか重要な要因である。問題行動の予防や適切な関係づくりのためには、パピークラス（子犬教室）などの実施は有効な手段であろう。特に動物病院にはワクチン等で子犬のうちに訪れる機会があるため、その際に参加を呼び掛けることは大きな対策である。パピークラスを実施できない病院では地域のトレーナーらと連携する必要があるだろう。

放し飼い文化、日頃からの備えがないことについては、保健所等からはリーフレットなど継続的な啓発が行われているが、保健所等だけでなく、ペットショップ、動物病院、トリミングサロンなど飼い主と直接触れ合う機会の多い主体が啓発を担っていくことができればより効果的な対策となると考えられる。特に動物病院では身体検査の際首輪付近もチェックすることがあるが、この際に迷子札の有無を気にしておくだけでも着実な啓発効果を上げることができると考えられる。

### 参 考 文 献

- 1) 入交眞巳、中西コスモ、渡辺宏、松浦晶央、山崎淳、大西良雄、甫立孝一：青森県民の犬飼育意識調査から考察した今後の課題、日本獣医師会雑誌、64, 721-727、(2011)
- 2) 石田戡：現代日本人の動物観、第1版、16-40, 54-82、ビイングネットプレス、東京、(2008)
- 3) 大林駿斗、石田戡：人と動物の関係学会誌、31, 59、(2012)
- 4) 福原順子、手塚澄枝、中川博文、羽津豪人：和歌山県における犬の引取理由の調査とよりよい譲渡制度の考察、人と動物の関係学会誌、31, 67、(2012)
- 5) 森裕司、武内ゆかり、南佳子：臨床行動学、第1版、134-147、インターズー、東京、(2013)
- 6) Valerie O'Farrell, Peter Neville, Christopher St. G. Ross (林良博 監修 武部正美 工亜紀訳)：犬と猫の行動学、第4版、39-47、学窓社、東京、(2005)